

中央内視鏡部 洗浄、滅菌等業務委託仕様書

本仕様書は、公立陶生病院組合が、公立陶生病院（以下「当院」という。）中央内視鏡部に係る洗浄、滅菌等業務（以下「委託業務」という。）を委託するための業務内容等を定めるとともに、業務を受託するもの（以下「受託者」という。）が、本仕様書に従い、安全、効率的に委託業務を遂行することにより、当院の医療の質の向上に寄与することを目的とする。

なお、本仕様書については、一応の基準を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項については、互いに協議し、信義、誠実に履行するものとする。

【業務仕様書】

- 1 件 名 中央内視鏡部 洗浄、滅菌等業務
- 2 受託期間 令和5年6月1日から令和6年3月31日まで
- 3 受託場所 愛知県瀬戸市西追分町160 公立陶生病院
東棟2階 内視鏡部 （別添平面図参照）
- 4 施設概要等
 - 〔1〕 建物 （令和5年1月1日現在）

北 棟	地下1階～地上5階	（外来、血液浄化、理学療法 他）
西 棟	地下1階～地上8階	（外来、検査部門、病棟、手術・中材部門 他）
東 棟	地下1階～地上9階	（外来、検査部門、薬剤部門、中央放射線部門、病棟 他）
 - 〔2〕 診療体制 （令和5年1月1日現在）

病床数	633床（令和5年1月1日現在）
診療科	内科、脳神経内科、呼吸器・アレルギー疾患内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、内分泌・代謝内科、血液・腫瘍内科、緩和ケア内科、化学療法内科、感染症内科、精神科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、歯科口腔外科、病理診断科
 - 〔3〕 業務量等（内視鏡部内）
 - (1) 内視鏡室4室、透視室4室、気管支鏡室1室、エコー室3室
 - (2) 内視鏡部実績 別紙参照

5 業務受託日

受託業務を実施する日（以下「業務受託日」という。）は、月曜日から金曜日までとし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定された休日（以下「休日」という。）及び年末年始（12月29日から1月3日まで）においては業務受託日から除くも

のとする。

6 受託業務時間等

業務時間は午前8時30分から午後5時00分までとする。

7 施設等の使用

委託業務の遂行に必要な設備、施設、器具等（以下「設備等」という。）については、当院が受託者に提供するものとする。また、設備等に係るメンテナンス費用は当院が負担する。加えて、水道、光熱費、入手困難な消耗品、備品等は当院が提供するものとする。受託者及び従事者は、これらの使用にあたっては、経費の削減に努めるとともに整理整頓を行い、衛生的な環境で業務を行えるように十分注意することとする。なお、従事者の制服、靴、名札、帽子等については、受託者にて用意するものとする。

受託者は設備に関して不具合が生じた場合や棚、机等のレイアウトの変更を行う際には、臨床工学部技師長に報告した上で行うこと。

8 委託時の要件

- (1) 受託者は200床以上の病院において、洗浄・滅菌業務の契約を1年以上履行した実績を有していること。また業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。
- (2) 受託業務については2名を配置することとする。ただし、1名は午前8時30分から午後1時00分までとする。
- (3) 受託業務については器具等の洗浄、滅菌業務の知識を必要とするため、1名は器具等の洗浄・滅菌業務当該業務経験を有すること。

9 委託業務内容

洗浄等業務に関する主な業務は次のとおりとする。

〔1〕中央内視鏡部 洗浄、消毒業務について

1) 各種ファイバー

- ① ファイバーの外表面の洗浄
- ② 吸引・鉗子チャンネルのブラッシング
- ③ シリンジで洗浄液を通し、ブラッシング
必要時副送水チューブを取り付け、シリンジで洗浄液を通す
- ④ 洗浄装置への設置、漏水検知
- ⑤ 洗浄装置からの取り出し、拭き上げ
- ⑥ ファイバー庫の定位置に保管
- ⑦ 仕様するファイバーへの付属器の取り付け
- ⑧ 透視室で使用するファイバーをシートで包装

2) デバイス・付属品

- ① デバイス・付属品の浸漬洗浄
- ② セットごとにビニール袋に入れ、回収ボックスに入れる

- ③ 滅菌管理バーコードの準備

3) エコープローブ

- ① エコープローブの外表面の洗浄
- ② 洗浄装置へ設置
- ③ 洗浄装置からの取り出し、拭き上げ
- ④ 消毒済みエコープローブをシートで包装

4) 外回り業務

- ① リネンの仕分け・搬出・片付け
- ② ゴミの搬出
- ③ 洗浄済み器材の中央滅菌室への搬送 2 回/日
- ④ 滅菌済み器材の搬送・収納
- ⑤ 検体搬送
- ⑥ ホルマリンの補充
- ⑦ SPD 物品の収納
- ⑧ 処置室 4 部屋の最終洗浄

5) その他業務

- ① 洗浄室・清潔室の始業準備
- ② ファイバー庫の清拭 1 回/日（ルビスタ）
- ③ ファイバー庫のドレープ交換 1 回/週
- ④ 西棟にあるファイバー洗浄・消毒・拭き上げ・保管 1 回/週
- ⑤ 浸透槽の片付け

10 服務規律等

受託者は従事者に対し、業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用させ、従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たなければならない。

従事者は、常に整理整頓を心がけ、業務終了時は速やかに業務に関係した箇所の後片付け及び清掃等を行わなければならない。

受託者及び従事者は業務の履行を通じて知り得た患者のプライバシー、業務上の秘密や業務手順書等の資料を第三者に漏らしたり持ち出したりしてはならない。このことは契約期間満了後及び解除後においても同様とする。

受託者及び従事者は、委託業務に関連する法令等を遵守するとともに、当院の信用を失墜する行為をしてはならない。

11 教育管理体制

受託者は従事者の資質を向上させ、受託業務を的確かつ安全に行うため、従事者の研修計画を立案するとともに、新規採用の職員については、講習及び実習により、次に掲げる事項を具備する十分な研修を行うものとする。

- ① 感染の防止と主な感染症

- ② 取り扱う医療機器等の名称と機能
- ③ 取り扱う医療機器の名称と使用目的
- ④ 接遇に関する心構え
- ⑤ その他当院の助手等業務遂行に必要な運用手順

受託者は、実施した指導・教育等についての報告書を実施月の翌月10日までに当院に提出すること。また、年度末には、1年間に実施した指導、教育等についての一覧を当院に提出すること。

1 2 安全管理、危険防止等

受託者及び従事者は、業務の実施にあたって、関係法令を遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。

受託者及び従事者は、不注意や無自覚な行動が重大な事故に結びつく可能性があることを認識し、業務の履行にあたっては、最大限の注意を払わなければならない。

また、受託者及び従事者は業務の実施にあたって、当院及びその職員又は第三者に危害又は損害を与えないよう万全の措置を取らなければならない。

洗浄や滅菌工程の不具合、滅菌不良が発生した場合は、当院の「院内感染防止対策マニュアル」に従い、速やかに臨床工学部技師長に報告し適切に対応すること。

1 3 緊急時の対応体制、連絡体制の確立

受託者は、委託業務に係る事故等が発生した場合には、速やかに情報を収集するとともに、別途書式を定めて当院の業務責任者に事故等について報告しなければならないものとする。

また、受託者は事故等の報告とともに、適切な処置を講じて障害等を最小限に止める措置を行うものとする。加えて、再発防止のため、職員と協議等を行い、再発防止のための適切な措置等を講じなければならないものとする。

1 4 従事者の健康管理

受託者は、常に従事者の健康管理に万全の注意をはらい、伝染病などに罹患した者を業務に従事させてはならない。

従事者に関する健康管理については、受託者の負担において、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、従事者の定期健康診断を実施するとともに、B型肝炎ウィルス及びC型肝炎ウィルスの検査を新規採用時及び年1回以上行わなければならない。また、受託者は、実施した定期健康診断等の結果について、従事者のプライバシーに配慮したうえで当院に書面で報告すること。

1 5 その他

受託者は従事者の欠員、その他いかなる理由によっても受託した業務を停滞させることなく、受託者の責任において対処しなければならないものとする。

受託者は、契約当初に従事者名簿を当院に提出すること。この中には、緊急時に受託者の責任者等に連絡が取れるよう連絡先を明記すること。

また、受託者は、従事者を交代させる場合、その旨を事前に当院に書面にて報告するとともに、業務に支障が出ないように十分な引き継ぎを行うこと。また、交代後の従事者名簿を速やかに提出すること。

勤務態度、その他の事由で当院が不適當と認めた場合は、従事者の交代を命じることができる。また、受託者はこれに従うこと。

当院が実施する防災訓練等の施設管理運営上必要な行事、業務への参加について、当院から参加要請があった場合は、これに従うこと。また、この事項については必要に応じ、双方で協議すること。

従事者が業務遂行の際に、医療機器及び器材等を破損させた場合、不注意によるなどの従事者の過失の大小をはじめとする状況、破損物品の再取得価格、破損物品の使用年数・使用状況等をもとに、必要に応じ受託者は、当院に対し弁済するものとする。

また、受託者は委託業務に関連する法令等を遵守するとともに、当院の信用を失墜する行為をしてはならないものとする。

なお、本仕様書に記載されていない事項に関して疑義が生じた場合は、当院及び受託者の双方が協議の上、決定するものとする。